

令和3年度「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業」 委託仕様書

1 事業の目的・概要

本事業は、子どもの貧困の連鎖を防止するため、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者を対象として、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選択できるよう支援するものである。

また、子ども・若者の将来の自立にむけた支援を実施するためには、支援者と支援対象者の継続的な関係性が必要となることから、地域における子ども・若者支援の拠点づくりに取り組むものである。

2 実施方法

- ① 事業は、豊中市からの委託事業として実施する。
- ② 受託者は、事業実施に当たって、事業実施計画を作成することとし、事業終了後には実績報告を提出することとする。また、受託期間中は参加状況や活動内容等について毎月報告を行うこととする。

3 事業対象者

- ① 生活困窮等の保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者
- ② 不登校やひきこもり状態など生きづらさを抱える子ども・若者
- ③ 上記①および②の者のうち、保護者への説明の上、参加に同意を得た者を本事業への参加者として登録する

4 履行期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日迄とする

5 実施回数 委託期間の中で40回以上実施すること

6 実施場所 豊中市内において、業務受託者が設置する場所
また、必要に応じて対象者の自宅などへの訪問支援を実施するものとする。

7 実施体制 事業統括責任者、運営担当者をそれぞれ1人以上選任すること

8 委託内容

- ① 参加者の募集にあたっては、市生活困窮者自立相談支援機関、市福祉事務所からの紹介だけでなく、市の広報誌及びホームページ等の広報媒体を活用するほか、学校や支援機関と連携を図り、受託事業者みずから募集し、10人以上の新規利用者を受け入れること。また、市若者支援総合相談窓口との連携により困難を有する高校生年代の参加者を受け入れること。
- ② 地域の社会資源を活用し、地域で生きること・働くことについて考える・体験する機会

を提供すること。また、日常生活習慣の形成及び社会性の育成に資するプログラムの提供や助言を行うこと。

- ③ 高校受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけだけではなく、参加者の状況をふまえ、学び直し、就労や将来像の実現に必要な基礎学力の習得をはじめとする多様な学びの場を提供すること。
- ④ 参加者と同様の状況にある、又は過去に同様の状況であったエルダースタッフ等によるピアサポートを実施するなどし、参加者が安心して通える居場所を提供すること。
- ⑤ 参加者及び保護者を対象に学習や進路、進学に必要な奨学金などの公的支援制度、就労等将来に関する相談及び情報提供を行うこと。
- ⑥ 高校中退を予防するため、学習支援及び進路選択に関する相談対応のほか、生活面や社会面の向上に向けた多様な学びの場を提供すること。
- ⑦ 若者支援総合相談窓口と連携を図り、高校中退者等を対象に定時制高校や通信制高校等への再入学又は高等学校卒業程度認定試験対策等に向けた取組みを実施すること。
- ⑧ その他本事業の目的を達成するうえで必要な取組みを行うこと。

9 個人情報の取扱い

個人情報保護法及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護のために必要な措置に講ずること。

10 安全管理

事故や災害が発生した場合には適切な救急措置や安全措置を行い、利用者の安全確保を図ること。

11 その他

- ① 受託者は、事業実施の状況、結果について豊中市の求めに応え、参加者の効果等の検証作業に協力するものとする。
- ② この仕様書に記載のない事項については、国が作成した「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」によるものとする。その他、本仕様書によりがたい状況が発生した場合には、豊中市と受託者は速やかに協議するものとする。
- ③ 不当介入に対する報告・届出等
 - ・受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
 - ・報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
 - ・受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出

を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

・報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

- ④ 受託者は、事業実施上の瑕疵により、事業対象者及びその保護者並びにその他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする、このため、必要な範囲で傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。
- ⑤ 参加者から教材費等の実費を徴収する場合は、本委託契約とは別会計にて管理するものとする。